

JIS

溶接用熱間圧延鋼矢板

JIS A 5523 : 2021

(JISF)

令和 3 年 2 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 金属・無機材料技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	木村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
(委員)	天谷 義 則	一般社団法人日本アルミニウム協会
	磯 敦 夫	一般社団法人日本電機工業会
	井上 謙	一般社団法人日本産業機械工業会
	岩崎 央	ステンレス協会 (日鉄ステンレス株式会社)
	河合 功 介	公益社団法人自動車技術会 (株式会社 SUBARU)
	河村 能 人	一般社団法人日本マグネシウム協会 (熊本大学)
	組田 良 則	一般社団法人日本建設業連合会 (株式会社フジタ)
	種物谷 宣 高	高圧ガス保安協会
	須山 章 子	一般社団法人日本ファインセラミックス協会 (東芝エネルギーシステムズ株式会社)
	寺澤 富 雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	廣本 祥 子	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	水沼 涉	一般社団法人日本溶接協会
	山口 富 子	九州工業大学
	吉田 仁 美	一般財団法人建材試験センター

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.11.20 改正：令和 3.2.22

官 報 掲 載 日：令和 3.2.22

原 案 作 成 者：一般社団法人日本鉄鋼連盟

(〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-2-10 鉄鋼会館 TEL 03-3669-4826)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：金属・無機材料技術専門委員会 (委員長 木村 一弘)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類の記号	1
5 化学成分	2
6 炭素当量	2
7 機械的性質	3
7.1 降伏点又は耐力, 引張強さ及び伸び	3
7.2 直線形鋼矢板の継手引張強度	3
7.3 シャルピー吸収エネルギー	3
8 形状, 寸法の許容差及び単位質量	3
9 外観	6
10 試験	6
10.1 分析試験	6
10.2 機械試験	6
10.3 直線形鋼矢板の継手引張試験	8
11 検査	8
12 再検査	8
13 表示	9
14 報告	9
附属書 A (規定) 鋼-窒化物型窒素定量方法	10
解 説	13

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本鉄鋼連盟（JISF）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS A 5523:2012** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、令和 4 年 2 月 21 日までの間は、産業標準化法第 30 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS A 5523:2012** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格に従うことは、次の者の有する特許権等の使用に該当するおそれがあるので、留意する。

- － 氏名：日本製鉄株式会社，住所：東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号

上記の、特許権等の権利者は、非差別的かつ合理的な条件でいかなる者に対しても当該特許権等の実施の許諾等をする意思のあることを表明している。ただし、この規格に関連する他の特許権等の権利者に対しては、同様の条件でその実施が許諾されることを条件としている。

この規格に従うことが、必ずしも、特許権の無償公開を意味するものではないことに注意する必要がある。

この規格の一部が、上記に示す以外の特許権等に抵触する可能性がある。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権等に関わる確認について、責任はもたない。

なお、ここで“特許権等”とは、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権をいう。

溶接用熱間圧延鋼矢板

Weldable hot rolled steel sheet piles

1 適用範囲

この規格は、土留め、締切り、構造物の基礎などに使用する熱間圧延鋼矢板（以下、鋼矢板という。）であって、特に溶接性に優れたものについて規定する。

注¹ この規格では、JIS A 5528（熱間圧延鋼矢板）では規定していない炭素当量、フリー窒素及びシャルピー吸収エネルギーについても規定している。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS G 0320 鋼材の溶鋼分析方法

JIS G 0321 鋼材の製品分析方法及びその許容変動値

JIS G 0404 鋼材の一般受渡し条件

JIS G 0415 鋼及び鋼製品－検査文書

JIS G 1201 鉄及び鋼－分析方法通則

JIS G 1228 鉄及び鋼－窒素定量方法

JIS G 3192 熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差

JIS R 6010 研磨布紙用研磨材の粒度

JIS Z 2241 金属材料引張試験方法

JIS Z 2242 金属材料のシャルピー衝撃試験方法

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

フリー窒素

窒素と親和性の高い合金元素（アルミニウム、チタン、バナジウムなど）と化合して鋼中に析出した窒化物に含まれる窒素（窒化物型窒素）以外の鋼中固溶窒素。ただし、窒化けい素の窒素は、フリー窒素に含む。

4 種類の記号

鋼矢板は、3種類とし、種類の記号は、表1による。